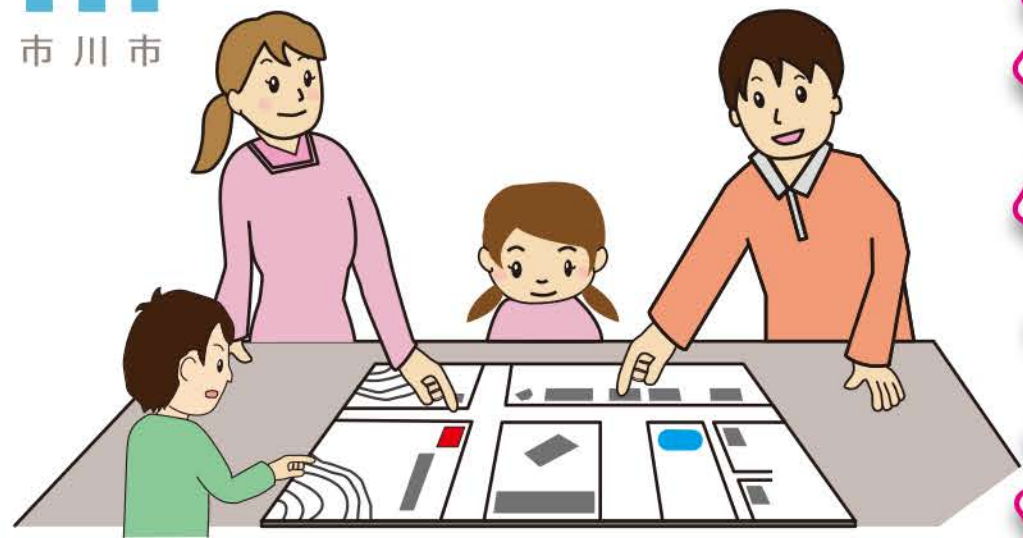


北西部版



市川市



減災マップ

市川市 北西部版

2026年1月改訂



▲改訂後の変更はこちら

地震はいつどこで発生しても不思議ではありません。

地震などの自然災害の発生を防ぐことはできませんが、

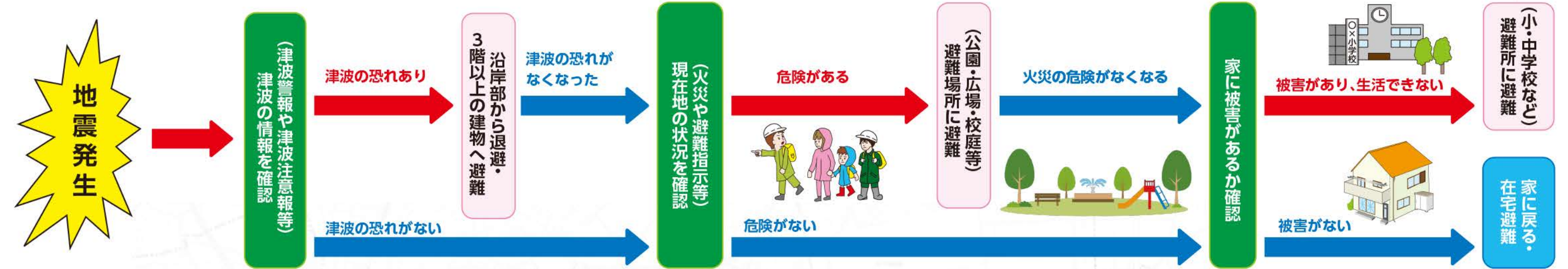
普段からの備えをすることによって被害を減らすことができます。

いざというときのために「市川市減災マップ」を活用してください。

市川市の地震避難・被害想定 (令和6年3月版)

地震対策を考えるための第一歩は、想像するところから始まります。いつ発生してもおかしくない地震に備え、市川市が実施した被害想定結果や市の動き等を踏まえ、実際に地震が発生した場合、自身や家族が、どのような場所へ避難するのか、予め考えておきましょう。

避難行動チャート



地震の前提条件

- 想定地震:東京湾直下地震
- 震源地:東京湾直下(本市の真南)
- 規模:マグニチュード7.3
- 断層平均深さ:約48km



震度分布図

市内全域で、震度6弱以上の揺れが予想される。
震源が東京湾直下(本市の真南)であることから、市中央部や南部のほぼ全域で震度6強の揺れが予想される。

震度分布

震度6弱 震度6強

震度階級

震度階級	人間の体感・行動	屋内の状況
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書類の本が落ちることがある。壁りの重いものの大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないうる危険があると感じる。行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書類の本、落ちるものも多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものも多くなる。
6強	立っていることができない。揺れに翻弄され、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ばされることもある。
7		

非常持ち出し品・備蓄品チェックリスト

非常持ち出し品は、避難するときに持ち出す最小限の必需品。男性で15kg、女性で10kg程度を目安にリュックなどの持ちやすい状態で準備しておきましょう。

非常持ち出し品



備蓄品リスト

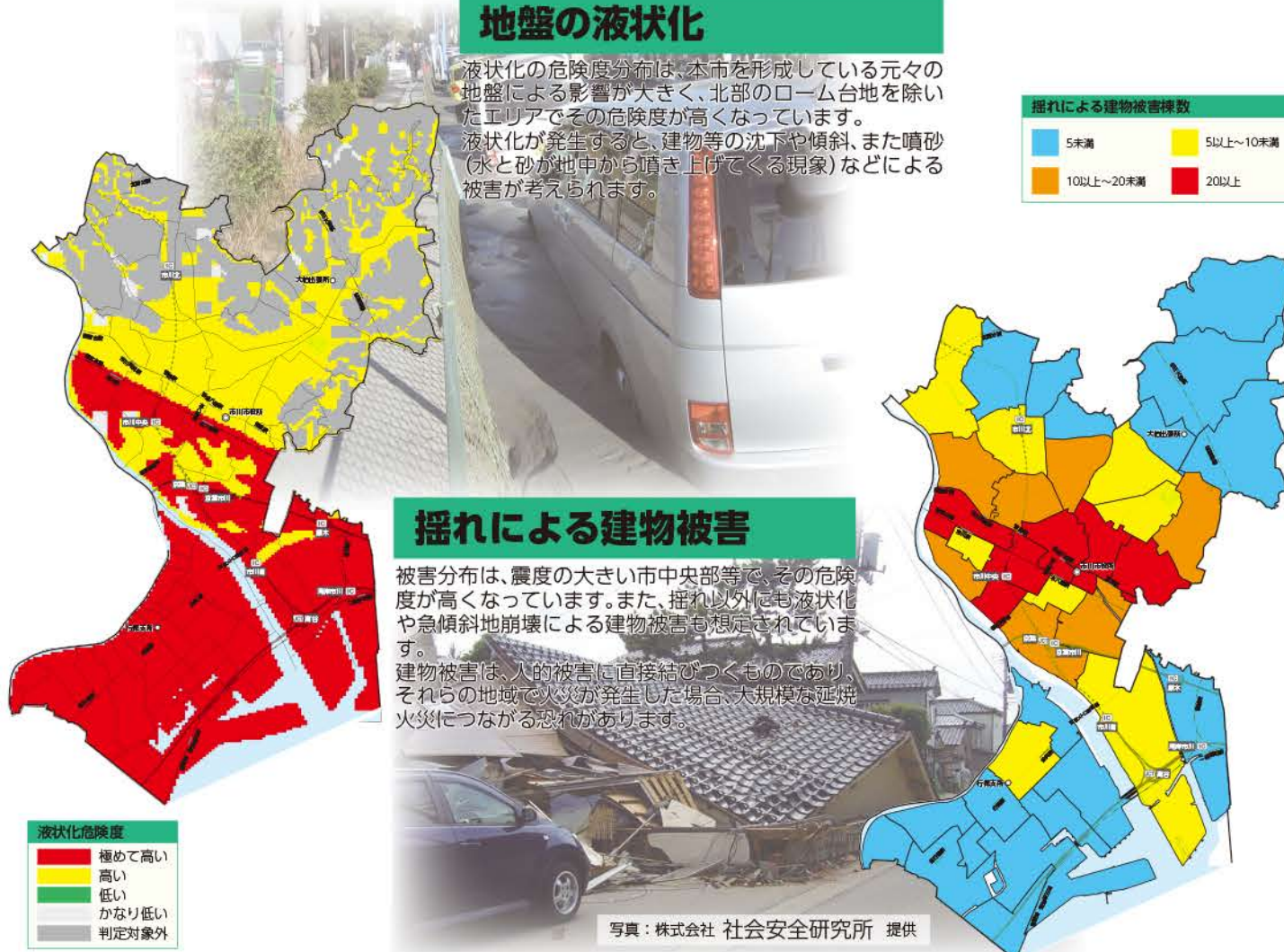
生活	食料	飲料	衛生用品	その他
- 水 - レトルト食品・缶詰 - ウェットティッシュ - カセットコンロ(ガスボンベ) - 乾電池 - 携帯トイレ(非常用)	- 缶詰・缶入り食品 - 缶詰・缶入り食品 - 缶詰・缶入り食品 - 缶詰・缶入り食品 - 缶詰・缶入り食品 - 缶詰・缶入り食品	- 飲料水 - 飲料水 - 飲料水 - 飲料水 - 飲料水 - 飲料水	- 衛生用品 - 衛生用品 - 衛生用品 - 衛生用品 - 衛生用品 - 衛生用品	- その他 - その他 - その他 - その他 - その他 - その他

わが家の減災チェックリスト

避難 避難場所には、できる限り家族などは避難できないようにする。	非常持ち出し品 非常持ち出し品を準備し、万が一の場合にはすぐに持ち出せるようにしておく。	高い建物 高い建物に物を置かない。	ベランダ ベランダの手すりなどには、鉢植えなどの落下する危険のあるものを置かない。
テレビ・家具類 テレビ・家具類は、揺れ、転倒、落下防止措置を行う。	スリッパ等 避難に備えて、靴や履物のスリッパを家裏に備えておく。	ガスボンベ ガスボンベは、揺れ、転倒、落下防止措置を行う。	ガスボンベ ガスボンベは、揺れ、転倒、落下防止措置を行う。
その他 地域・階層などで、揺れ、転倒、落下防止措置を行う。	応急処置 応急処置キットを準備し、万が一の場合にはすぐに持ち出せるようにしておく。	空調 空調は、揺れ、転倒、落下防止措置を行う。	空調 空調は、揺れ、転倒、落下防止措置を行う。
飲料水や食料の備蓄 飲料水や食料を備蓄し、万が一の場合にはすぐに持ち出せるようにしておく。	避難ルートを確保 避難ルートを確保し、万が一の場合にはすぐに持ち出せるようにしておく。	避難ルートを確保 避難ルートを確保し、万が一の場合にはすぐに持ち出せるようにしておく。	避難ルートを確保 避難ルートを確保し、万が一の場合にはすぐに持ち出せるようにしておく。

自宅は昭和56年以降に建設されたものである
ブロック塀の高さは地盤から2.2m以下である
コンクリートの基礎がある

家の安全が確認できたら
在宅避難も可能です。



市川市の助成制度(詳細については担当課にお問い合わせください)

- 耐震診断・耐震改修[建築指導課]
 - 耐震診断助成制度
住宅(木造戸建て住宅、分譲マンション)および緊急輸送道路沿道の建築物が地震に対して強いのかどうかを耐震診断士に調べてもらう場合に、その費用の一部を助成します。
 - 耐震改修助成制度
耐震診断の結果、耐震性が低い住宅について耐震改修設計及び、耐震改修工事を行う場合に、その費用の一部を助成します。
- 危険コンクリートブロック塀等除去[建築指導課]
ブロック塀等の倒壊による災害防止と道路の通行確保のために、道路に面した危険コンクリートブロック塀等の除去費用の一部を助成します。
- 生垣助成(公財)市川市花と緑のまちづくり財団
ブロック塀等の除去費用と新たに生垣を設置する場合の費用の一部を助成します。 ※ブロック塀等の除去費用は、建築指導課の助成を受ける場合は対象外
- あんしん住宅助成(街づくり整備課)
お住まいの住宅に、壁の補強や感震ブレイカーの設置など防災性を向上させる改修工事を、市内の施工業者を利用している場合にその費用の一部を助成します。
- 家具の転倒防止[地域包括支援課]
高齢者(65歳以上)や障がい者のみの世帯を対象に家具転倒防止器具等を取り付ける費用の一部を助成します。 ※障がい者:身体障害者手帳(1-2級)、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(1級)所持者 ※18歳以下の市民税非課税世帯の、対象者の確認を行うため事前にご連絡ください ※転居や建て替えを除く、1世帯1回限り
- (問い合わせ先)
市川市役所(担当課名を告げてください)
☎047-334-1111 (公財)市川市花と緑のまちづくり財団 ☎047-318-5760

市川市防災カルタを活用しましょう!!
 地域によって起こり得る災害リスクや被害特性は異なるため、これらの特性を理解した上で、効果的に防災対策を進めていくことが重要です。
 市川市では、災害時の防災拠点となる小学校区単位に防災カルタを作成しました。防災カルタを用いて地区の特性や災害リスク、防災上の課題を理解し、家庭や地域で効果的な対策に取り組む、地域の防災力向上につなげましょう
 (防災カルタ公開URL) <http://www.city.ichikawa.lg.jp/crj/0111000084.html>

災害時の緊急情報や情報連絡手段の活用

緊急情報の入手手段

- 防災行政無線放送
市内各所に設置されているスピーカーから速やかに災害状況などをお知らせします。また、防災行政無線で緊急情報が放送された場合、放送内容を電話で確認できるテレホンサービスを行っています。放送がよく聞こえなかった場合や内容をもう一度確認したい時などに利用してください。防災行政無線で放送した内容は市公式Webサイトや、市公式LINEなどでも確認できます。

防災行政無線テレホンサービス
☎ 0120-966-440

市公式Webサイト
<https://www.city.ichikawa.lg.jp>

ケーブルテレビ (JCOM市川・浦安)
デジタル11チャンネル

市公式Facebook
@city.ichikawa

ラジオ
市川うらら FM 83.0MHz, bayfm 78.0MHz

市公式 LINEアカウント
@ichikawa-city

メール情報配信サービス (登録制)
@logn@ichikawa-city.mil.jp に登録し、登録したメールアドレスに配信されています。URLをクリックして登録は完了

市公式 X (旧 Twitter)
@ichikawa_shi

「電話等一斉配信サービス」
高齢者や障がいのある方が携帯電話をお持ちでない方に災害時に避難情報を電話かFAXで発信します。申し込みの問い合わせについては、市川市 地域防災課 まで ☎047-004-0065

情報連絡手段

- 災害用伝言ダイヤル「171」
大規模な災害に備えて、NTTでは災害用伝言ダイヤル「171」を整備しています。このサービスは被災地域に住むか自分が自分の安否情報を発信することができ、その発信された情報を全国に届けることができます。
- 災害用伝言板サービス
被災地域に住む携帯電話をお持ちのかたは、各携帯電話会社が開設する災害用伝言板に、自分の安否情報を登録することができます。登録された安否情報は、携帯電話やパソコンなどでインターネットを通じて、全国から確認することができます。

STOP! 災害用伝言板サービス
被災地域に住む携帯電話をお持ちのかたは、各携帯電話会社が開設する災害用伝言板に、自分の安否情報を登録することができます。登録された安否情報は、携帯電話やパソコンなどでインターネットを通じて、全国から確認することができます。

地震発生時の外出者の行動ルール
1. ぐわみに移動を開始しない。
2. まずは安否確認をする。
3. 正確な情報を把握して冷静に行動する。
4. 帰宅できるまで帰宅困難者同士で助けあう。

凡例

避難場所	被災者が最初に避難する場所。災害が発生した後に、必要と認められる時に一時避難し、様子を見る屋外避難場所。
避難所	自宅が生活できない場合に避難生活を送る施設。避難者の状況などにより、必要と判断された場合に開設される。
津波避難場所	避難場所または避難所のうち、津波発生時に利用可能な場所。
ペット同伴避難所	人とペットが一括避難し、同じ空間で避難生活を送ることができる施設。避難所と同じく、避難者の状況などにより必要と判断された場合に開設される。



縮尺 1 : 34,100

0m 200 400 600 800 1000m 2000m

No.	避難場所・避難所名	住所	備考
12	JCOM 市川市東部センター	市川市東部1-1-1	H-4
46	市川市立図書館	市川市東部1-1-1	H-4
104	市川市立図書館(分館)	市川市東部1-1-1	H-4
118	市川市立図書館(分館)	市川市東部1-1-1	H-4

※市では、避難所となるすべての市立小中学校でペットと人が避難し、別の空間で避難生活を送る(ペット同伴「17」避難)を整備しています。